

○印西市自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付要綱

令和 6 年 4 月 15 日告示第 108 号

改正

令和 6 年 11 月 12 日告示第 187 号

印西市自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自転車に乗車する者のヘルメットの着用を促進し、もって事故被害軽減及び交通安全意識の向上を図るため、予算の範囲内において、自転車乗車用ヘルメットの購入に要した費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) ヘルメット 自転車に乗車する際に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等（以下「安全認証」という。）を受けた新品のものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した S G マーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した J C F マーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した C E マーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した G S マーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した C P S C マーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付与されたもので、市長が認めるもの

(2) 使用者 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)により記録されている個人で、ヘルメットを使用する自転車利用者（幼児用座席の同乗者を含む。）をいう。

(3) 購入費用 ヘルメットの購入に要した経費とする。ただし、当該ヘルメットの購入に係る送料及び手数料は除く。

(対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者とする。ただし、その者が未成年者である場合には、その保護者とする。

(1) 自ら又は自らと同一の世帯に属する者が自転車乗車用ヘルメット（自らが使用するものに限る。）を購入していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、ヘルメットの購入費用に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、2,000円を限度とする。

2 前項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 助成金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個の購入に係る1回とする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 購入したヘルメットの安全認証を確認することができるもの

(2) ヘルメットを購入した日付及び購入費用を確認することができるもの

(3) その他市長が必要と認める書類等

2 前項の申請は、ヘルメットを購入した日の属する年度内の末日までにしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、助

成金の交付の可否及び助成金の額を決定し、自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、速やかに申請者に助成金を交付するものとする。

3 交付決定をする場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第7条 市長は、交付決定を受けた者（以下「受領者」という。）が、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けるなど市長が助成金の交付を不相当と認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消し及び助成金の返還を命じるときは、自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付取消通知書兼返還命令書（別記第3号様式）により、受領者に通知するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、令和6年4月1日以後に購入したヘルメットに係る助成金について適用する。

附 則（令和6年11月12日告示第187号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現にある改正前の印西市自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付要綱の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

第1号様式（第5条）

自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

（あて先）印西市長

自転車乗車用ヘルメット購入費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	住 所	〒 —		電話番号	
	ふりがな			関 係	☐ 使用者本人 ☐ 使用者の保護者
	氏 名				
使用者	住 所 （申請者と同じ場合は記入不要）	〒 —		電話番号	
	ふりがな				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
ヘルメット	購 入 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	安全認証 ※いずれかに☑	☐ SG ☐ JCF ☐ CE ☐ GS ☐ CPSC ☐ その他（ ）	☐ SG ☐ JCF ☐ CE ☐ GS ☐ CPSC ☐ その他（ ）	☐ SG ☐ JCF ☐ CE ☐ GS ☐ CPSC ☐ その他（ ）	
	購入費用 （税込）	円	円	円	
	助成金 申請（請求）額 ※1	円…①	円…②	円…③	
		(①+②+③) 円			
助成金の振込先	金 融 機 関 名	銀行・金庫 組合・農協		支 店 出張所	
	口 座 種 別	普通 ・ 当座		口座番号	
	フリガナ				
	口 座 名 義 人				

（※1）ヘルメット1個につき購入費用の1/2の額（100円未満切り捨て）又は2,000円のうち低額の方

誓 約 書 及 び 同 意 書	
私は、印西市自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付要綱に定める助成要件を満たしていることを誓約し、この助成金の交付事務に関し必要な範囲で、私及び私の属する世帯の住民基本台帳の記録情報及び市税の納付状況について、印西市の保有する公簿等により、市の職員が閲覧確認することに同意します。 申請者氏名（自署） _____	

《添付書類》

- ☐ 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証・個人番号カード）
※申請者は、使用者本人又は使用者が未成年の場合は保護者
- ☐ 領収書の写し（購入日・購入費用・購入店名・商品名の記載があるもの）
- ☐ 安全認証が確認できるもの
- ☐ 助成金の振込先口座（申請者名義のもの）が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し

第 2 号様式（第 6 条）

自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

印西市長 印

年 月 日付けで申請のあった自転車乗車用ヘルメット購入費助成金について、印西市自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり決定（却下）したので通知します。

1 決定

使用者氏名			
助 成 金 交 付 額	円…①	円…②	円…③
	(①+②+③) 円		
振込予定日	年 月 日		
条 件 等	1 自転車に乗車する際は、ヘルメットを正しく着用し、交通ルールを遵守して、自転車の安全・安心利用に努めてください。 2 ヘルメットを、目的以外で使用、譲渡、転貸、売却、又は担保に供することを禁じます。 3 ヘルメットの着用時に発生した交通事故等について、市は一切の責任を負いません。 4 この助成金の交付に係る要件を満たしていないことが判明したとき、虚偽の申請、その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還していただくことがあります。		

2 却下

却 下 理 由	
---------	--

第3号様式（第7条）

自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付取消通知書兼返還命令書

第 号
年 月 日

様

印西市長 印

年 月 日付け 第 号により交付決定した自転車乗車用ヘルメット購入費助成金について、印西市自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。また、既に交付した助成金について、返還を命じます。

1 取消通知

使用者氏名			
助 成 金 交 付 額	円…①	円…②	円…③
	(①+②+③) 円		
交 付 日	年 月 日		
取 消 理 由			

2 返還命令

返還命令額	円
返還期限日	年 月 日
返還方法	